

# 環境保全型農業直接支払交付金について（ご案内）



この事業は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

申請をご希望の方は、5月30日（金）までに農政課有機農業推進係までご相談ください。

主な取り組み（一部）は以下のとおりです。

## 有機農業

慣行的な栽培方法にて化学肥料および化学合成農薬を使用している作物について、化学肥料および化学合成農薬を使用しない営農活動を行うことで生物多様性の保全などに貢献する取り組み。



## 堆肥の施用

土壌診断結果に基づく施肥管理計画により、作物の生育に必要な量の堆肥を主作物の栽培期間の前後いずれかに施用することで肥料成分の流亡を抑制し水質保全に貢献するとともに炭素を土壌に貯留し地球温暖化防止に貢献する取り組み。



## 緑肥の施用

主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥（レンゲなど）を作付し、農地へ<sup>す</sup>鋤き込むことで炭素を土壌に貯留し地球温暖化防止に貢献する取り組み（前年度に鋤き込んでいないと対象外）



※令和7年度から【冬期湛水】については環境保全型農業直接支払交付金から多面的機能払交付金に移行になります。また、制度改正により冬期湛水に係る取り組みが交付金の対象外になる場合もあります。

対象取組（一部）	交付単価
有機農業	14,000円/10a
有機農業（雑穀、飼料作物）	3,000円/10a
堆肥の施用	3,600円/10a
緑肥の施用	5,000円/10a

※同一のほ場においては、1つの取り組みに対してのみ対象となります。

※活動が終了した後は実績報告書の記入のほか、取り組み状況がわかる写真や生産記録などが必要となります。

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が予算額を上回った場合は、減額される場合があります。

■環境保全型農業直接支払交付金の詳細や他の取り組みについては、農林水産省のホームページをご覧ください。



農林水産省HP

〈問い合わせ〉農政課 有機農業推進係 TEL0967 (67) 2706